



平成 30 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社東邦システムサイエンス
代表者名 代表取締役社長 小坂 友康
(コード番号 4333 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 田邊 直樹
(TEL. 03-3868-6060)

再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 14 日付「社内調査委員会の調査結果受領に関するお知らせ」で公表のとおり、当社元取締役（以下、「A」という。）による、当社のシステム開発に関する取引のうちいわゆる一括発注と呼称されるもの（納品物の納品を前提とする請負契約をいう。以下同じ。）の一部において、Aの指示により発注先に対して納品を前提としない発注がなされ、Aが発注先の協力会社から発注金額の一部をキックバックとして受け取っていた行為（以下、「不正行為」という。）が発覚したことについて社内調査委員会の調査結果を踏まえ、提言に沿って具体的な再発防止策の策定を検討してまいりました。

その結果、本日の取締役会決議により、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、本件不正行為に関し、株主の皆さま、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつき、心からお詫び申し上げますとともに、役職員一同、コンプライアンスのなお一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

1 再発防止策の概要

不正行為の防止にあたっては、複数の再発防止策を複合的に実施していくことが最も重要であると認識しており、本再発防止策では、「監査体制の見直しと牽制機能の強化」及び「コンプライアンス意識の向上と徹底」を軸として、監視・監査体制の強化、受発注要員の定期的な確認、内部監査による重点監査の実施、内部通報制度の拡充、コンプライアンスに対する経営層のコミットメントと率先垂範等を実施いたします。

なお、本再発防止策策定にあたっては、11月28日をもって「不正行為再発防止対策委員会」を立ち上げ、取り組みを開始しており、今後定着を図るとともに、引き続きさらなる改善を図ってまいります。

2 具体的な不正の未然防止及び再発防止策

(1) 【監査体制の見直しと牽制機能の強化】

① 業務フローの適正運用と見直し及び監査手続きの追加

現在運用中の業務フローについて、特に先頭業務である受発注を中心に不正防止・検知を最優先とした見直しを行い、水際での防止策の充実を図ります。事後の納品・検収における検査とあわせて業務プロセス全体を通じた防止策を策定し、受発注・納品審査担当を新たに設置し審査します。

まず、受発注時においては、契約内容、要員体制（受注先、社内、発注先）、金額を中心に、役割と責任範囲、要求品質、遅延リスク等多種多項目にわたり適正性、妥当性を審査します。

また、納品時においては、一括発注における納品物の納入等の確認方法及び検収確認書ならびに SES 契約と呼称されるもの（要員の作業単価と工数に応じて精算をする準委任契約をいう。以下同じ。）における作業報告書については、契約内容と納品物に係る実態確認とともに、内部監査担当とは別に監査対象部門の活動に直接関らない前述の受発注・納品審査担当が、多重チェックを行うことなど、実効性、透明性のある業務フロー実現を図ります。

さらに、内部監査担当による業務プロセス統制という定期的な監査手続きに加え、前述の業務フローに従って業務が行われているかを中心に、実態把握、事業部門へのヒアリング、証憑突合等に重点をおいた監査手続きを実施することで、業務フローに従った運用状況の精査を行います。

②監視・監査体制の強化

事業部門の責任者と担当者が共謀し、他の者の関与をされない状況において、虚偽の内容の書類が作成されたことを受け、指揮命令系統の上位者や内部監査担当による監視・監査体制を強化いたします。具体的には指揮命令系統の上位者による検証・承認や、内部監査担当による従来からの監査に加えて納品物の納入等について抜き打ち確認を行うことで、今まで以上に運用状況のチェックを行うなど、牽制を含めた監査機能の強化を図ります。

③受発注要員の定期的な確認

SES 契約においても要員の作業実態がないにもかかわらず虚偽の内容の書類が作成されたことを受け、SES 契約に関する原価管理システムの精算要員（受注人数をいう。）と発注要員（発注人数をいう。）の差分を表示する一覧表を作成し、内部監査担当が月次でモニタリングを実施することで、内在する不正リスクの発見を可能にする体制を構築します。

④内部通報制度の拡充

a) 社内の内部通報制度の拡充と周知徹底

当社は、公益通報者保護規程を定め、内部通報制度として、「TSS ヘルプライン」を設置し、運営しておりますが、社内の内部通報制度の周知徹底が十分とはいえない状況にあることを受け、コンプライアンスに基づいた通報活動の重要性など内部通報制度の積極的な利用促進のための教育等を通じてリテラシーを高めると

ともに、社内報等を通じて経営層自ら訴えかけることを実施いたします。

また、今まで以上に従業員の意見の吸い上げを図るために、仕事上の悩みや、人間関係の悩み他、諸問題について従業員が安心して相談できる制度として設置した社内相談窓口の周知と活用も併せて図ってまいります。

b) 取引先向け通報制度の設置

当社役職員による不正行為があった場合に、取引先全般から情報提供を受ける体制を構築することは、取引先を保護するとともに、当社役職員に対する不正行為の抑止に有益であることから、取引先向け通報窓口を新たに設置いたします。

取引先はその立場上、自社の取引の減少等の懸念から当社からの不正要求を謝絶することが困難なことが予想されるため、その点に関する十分な保護策も実施いたします。さらに、当社のコンプライアンスに係る取り組み方針の周知や、協力会社を対象とした定期・随時のアンケートを実施し、当社に何らかの不適切な行為等が発生していないかについて調査いたします。

(2) 【コンプライアンス意識の向上と徹底】

① コンプライアンスに対する経営層のコミットメントと率先垂範

当社は、これまでもコンプライアンス重視の経営方針をとってまいりましたが、現実に本件不正行為を惹き起こしたことを重く受けとめ、二度と不正事案を起させないために、当社の経営トップ自らが、各役職員及び社外に対して、経営の基本姿勢としてコンプライアンス徹底のメッセージを発信します。

また、本再発防止策の徹底に関する経営の決意として「コンプライアンス宣言」を掲げ、すべての役職員に周知徹底します。当コンプライアンス宣言は、当社ホームページにも掲載し、社会からの視線を常に意識し業務を遂行いたします。

② 役職員による誓約書の記載

コンプライアンス意識を全役職員へ浸透させるためには、役職員から行動基準の内容を記載した宣誓書の提出を求めることも有用と考え、全役職員から、社内規定及びコンプライアンスマニュアルの遵守を含む「誓約書」の提出を受けます。

③ 役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成のための取組みの充実

本件不正行為が発生した原因の一つに、Aら本件不正行為に関与した役職員のコンプライアンス意識の欠如が挙げられます。このことから、当社において役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成のための取組みをより充実させることが、不正行為に対する役職員間の相互監視機能を高め、一部の者による不正行為の発生の抑止及びその早期発見にも資するため、重要であると考えます。

そこで、役職員のコンプライアンス意識をより高めるべく、役職員研修や啓蒙活動の強化等の各種施策を一層充実させます。

④従業員の属人的業務への対応事項

本件不正行為は、特定の従業員に依存した業務において繰り返されていたことから、不正行為の発生の抑止及びその早期発見のため、定期的な人事ローテーションや、社外メール送受信のモニタリング等のハード面での監視体制整備も実施してまいります。

3 実施時期

以上の再発防止策については、一部についてはすでに運用を開始しております。

また、見直し策あるいは新たな防止策につきましては本年12月以降、整備できたものから順次実施してまいります。

今後、皆さまのご期待に応え、二度と不正行為を発生させないために全役職員一丸となって取り組んでまいります。

以 上